

学校法人佐久学園研究費の運営・管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人佐久学園（以下「本学園」という。）に設置された研究機関（佐久大学・佐久大学信州短期大学部）において使用される研究資金に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 研究資金の使用にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）や他の関連する法令及び研究資金配分機関が定めるもののほか、この規程の定めによって取り扱うものとする。

(目的)

第2条 この規程は、本学園における研究費の取扱に関する責任体系、使用規則、監査体制等の研究費の運営・管理についての基本原則を定め、関係者に広く周知することにより、研究費の適正な執行及び使用にあたっての錯誤・不正の防止等を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において「研究費」とは、文部科学省及び独立行政法人等から交付される科学研究費補助金等の公的研究費及び本学園の研究機関において定められた教員研究費、公募研究費等の学内研究費をいい、本学園内で扱う全ての研究資金をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、公的研究費を受ける研究代表者及び研究分担者、本学園の研究機関に属する研究者及び研究を行う学生をいう。

3 この規程において「研究機関」とは、本学園内において所属する研究者が研究活動を行っている機関（佐久大学・佐久大学信州短期大学部）をいう。

(最高管理責任者)

第4条 本学園における研究費の最高管理責任者は各研究機関の長とする。

2 最高管理責任者は、その管理している機関全体の統括及び研究に関する最終責任を負い、研究費の運営及び管理を適切に行うため、統括管理責任者を置く。

3 最高管理責任者は、その管理している機関における研究の不正防止計画の策定及び実施状況の進捗管理の責任を負う。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は各研究機関の事務局長とする。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者の補佐を行い、研究費の運営・管理及び不正防

止計画の策定・実施状況の進捗管理の統括責任を負う。統括管理責任者はその業務を適切に行うため、コンプライアンス推進責任者を置く。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は各研究機関の各学部等及びこれに準ずる組織の長とし、その管理する部局の研究者等の研究費の運営及び管理に対する責任を負う。

2 コンプライアンス推進責任者は、その管理する部局の不正防止計画の実施及び研究者に対するコンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理監督の責任を負う。

(研究倫理教育責任者)

第7条 本学園の研究活動における不正行為の防止を目的とし、研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は最高管理責任者が任命する。

3 研究倫理教育責任者は、各研究機関において研究倫理教育の責任を負い、研究者等及び学生に対して研究倫理教育を行う。

(経費の使用)

第8条 研究費の使用については、別に定める研究費取扱要領によるものとし、研究者等は研究費の適正かつ効率的な使用に努めなければならない。

(相談受付窓口の設置)

第9条 効率的な研究遂行を支援するため、事務処理手続及び使用ルール等に関し、本学園内外からの相談を受け付ける窓口を事務局総務課に設置する。

(研究の報告)

第10条 公的研究費または本学園の公募研究費の交付を受けた研究者等は、最高管理責任者にその研究の成果または経過について、毎年度報告しなければならない。

2 前項の報告の手続きについては別に定める。

(不正に関与した教職員への処分)

第11条 不正に関与した教職員に対しては、就業規則に従い懲戒処分、刑事告発等の処分を科すものとする。

(不正な取引に関与した業者への処分)

第12条 不正な取引に関与した業者に対する処分については、その情状に応じて取引停止等の必要な措置を行うものとする。

(不正行為通報受付窓口)

第13条 研究費に係る法令違反、不正使用等の内外からの情報を受け付ける窓口を事務局総務課に設置する。

2 不正行為通報受付窓口担当者は、不正行為に係る通報を受け付けた場合は速やかに統括管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者に報告するとともに必要な調査等の措置を講じるものとする。

(不正行為の告発)

第14条 研究活動における不正行為の告発等の扱いは、「学校法人佐久学園公益通報者の保護等に関する規程」に準ずる。

(特定不正行為)

第15条 研究活動において捏造、改ざん、盗用の不正行為（以下「特定不正行為」という。）の疑義が生じた時は、最高管理責任者の責任において調査を行う。

2 特定不正行為に関する手続き等については、別に定める。

(内部監査体制)

第16条 研究費の適正な管理を遂行するために、定期及び随時に内部監査を実施する。

2 内部監査は会計書類の監査、購入物品の現物監査、謝金の使途確認等、発注・検収・支払業務についての確認作業を行う。

3 内部監査担当者は最高管理責任者が指名する者2名とする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究費に関して必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

